食安輸発第0126001号 平成18年1月26日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

ベトナム産の養殖鰻に係るニトロフラン代謝物の検査実施について

食品中に残留するニトロフラン類の代謝物については、平成15年6月27日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会の検討結果を踏まえ、AOZ(3-アミノ-2-オキサゾリドン)又はセミカルバジドが検出された食品の輸入・流通の自粛を指導しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、ベトナム産養殖鰻からAOZが検出された事例があったことから、本日以降輸入される別紙の養殖場又は加工場に係る養殖鰻(加工品を含む。以下同じ。)については、貨物を保留の上、AOZ及びセミカルバジドの自主検査を行うよう指導願いします。

また、別紙以外の養殖場又は加工場に係る養殖鰻については、AOZ及びセミカルバジドに係るモニタリング検査を下記のとおり実施するようお願いします。

なお、自主検査の結果、AOZ又はセミカルバジド検出された場合は、自主的に回収、 積戻し又は廃棄等を行うよう輸入者に対し指導するとともに、企画情報課検疫所業務管 理室を通じて当室あて連絡願います。

記

- 1 実施期間:平成18年1月26日から平成18年3月31日まで
- 2 対象食品:ベトナム産養殖鰻
- 3 採取方法: 平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号別表第2「畜 水産食品の残留有害物質」の②によること。
- 4 検査項目:AOZ及びセミカルバジド
- 5 試験方法: 平成16年12月15日付け食安輸発第1215001号の別添の試験法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる試験法によること。
- 6 検査検体数:29
- 7 その他: 当該モニタリング検査の検査検体数は、平成17年9月29日付け食安 輸発第0929004号の記の6の「養殖魚類」には含まないこと。

(別紙)

1. ベトナム加工場

加工場名

HANOI DEVELOPMENT AND INVESTMENT JOINT STOCK COMPANY

2. ベトナム養殖場

養殖場名

TAN DO PHAT VINH PHUC JOINT VENTURE COMPANY LIMITED